

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）育児休業代替職員の募集について

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）では、育児休業中の職員に代わって、当府の業務を行う職員（国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項の規定による任期付職員）を募集します。

1. 採用内容

採用予定官職：内閣府事務官（政策統括官（経済財政分析担当）付
参事官（海外担当）付）（係員級）

募集人数：1名

2. 職務内容

政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（海外担当）は、海外経済の動向についての調査、分析及び以下の報告書等の作成に係る業務を行っています。

①「月例経済報告」（海外経済部分）の作成（毎月）

世界経済及び主要諸国の経済動向を調査、分析し、政府の月例経済報告の海外経済部分を作成する業務。

②「世界経済の潮流」の作成（年2回）

世界経済の現状及び見通し、我が国の経済財政政策への含意を持つ重要問題について調査、分析を行い、報告書を作成する業務。

今回募集する職員の職務内容は、世界主要国の経済動向や経済政策を調査・分析し、上記の「月例経済報告」及び「世界経済の潮流」等の作成に携わることを主としています。

3. 募集対象

以下の要件を全て満たす方。

- （1）大学卒業以上の学歴を有する者又はこれと同等以上の学力を有すること。
- （2）企業の調査部門や官庁の調査部門又は政策部門、高等教育機関を含む研究機関等において、経済（産業又は企業も含む）やデータ分析の実務経験が2年以上あること。
- （3）ワード、エクセル、パワーポイントを使用できること。
- （4）海外の経済関係資料を調査分析するに足る外国語能力を有すること（英語に加えて、英語以外の言語能力があればさらに望ましい）。
- （5）経済学及び統計学の知識があることが望ましい。

なお、次のいずれかに該当する方は、応募資格がありません。

- （1）日本国籍を有しない者
- （2）国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員になることが出来ない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 採用形態

国家公務員の育児休業等に関する法律に基づき、常勤の国家公務員として採用します。

5. 給与

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

6. 身分・服務

国家公務員法を適用します。

7. 雇用期間

令和7年12月1日（予定）から令和8年9月30日
〔 手続の都合上採用日が若干ずれることもあります。 〕

8. 勤務時間・休暇

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）は除く。必要に応じて超過勤務あり。）

年次休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇あり。

9. 勤務地

内閣府（東京都千代田区永田町1-6-1）

10. 応募方法

(1) 提出書類

- ・ 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）
- ・ 業務経歴書（これまでに従事した業務の内容を具体的に記述したもの。様式自由。A4横書き）
- ・ 志望理由書（A4横書き、1,000字以内）

(2) 提出方法

郵送に限ります。

(封書に「育休代替職員（経済財政分析・海外担当）応募書類」と朱筆のこと。)

(3) 提出先

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（海外担当）付

（担当：舘、鈴木）

(4) 提出締切

令和7年10月20日（月）必着

※締切り前であっても、随時面接を行います。

11. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※ 書類審査の結果、2次選考（面接）を行うこととなった方のみ、2次選考の日時場所等をご連絡します。

※ 応募書類は、原則として返却しません。

12. その他

- ・ 応募の秘密については厳守いたします。
- ・ 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。
- ・ 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。
- ・ 採用後は、マイナンバーカードを職員身分書として使用することとしていますので、カード取得の手続をあらかじめしていただくこととなります。

13. 問い合わせ先

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（海外担当）付

担当 ： 舘（たて）、鈴木（すずき）

電話 ： 03-5253-2111（内閣府代表）